

指定居宅介護支援事業所 スイトピー 重要事項説明書
〈令和 6 年 4 月 1 日現在〉

1. 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業所 スイトピー
所在地	稲敷市柴崎7462番地1
介護保険指定番号	0872900527号
サービスを提供する地域	稲敷市 河内町 美浦村 龍ヶ崎市

* 提供実施地以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	専従	兼務	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員		1名	管理業務及び介護保険に則った支援業務	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	2名以上		介護保険に則った支援業務	2名以上
事務職員			1名		1名

(3) 営業時間

月～金(祝日、土日曜、12/29～1/3休)	午前 8時30分 ～ 午後 5時30分
------------------------	---------------------

2. サービスについての相談窓口

指定居宅介護支援事業所 スイトピー 担当 栗山 宏美
電話 0297-86-6119 (午前8時30分～午後5時30分まで)
* ご不明な点は、何でもおたずね下さい。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① ご利用者お申し込み 介護支援専門員が訪問し、サービスメニュー、費用、手続き方法等、説明を行います。
- ② 介護保険の申請 市町村への申請を代行いたします。
- ③ 要介護認定調査 市町村から調査員が自宅にお伺いし、調査を行います。
- ④ 主治医の所見 ご利用者様の主治医に意見書を書いて頂きます。
- ⑤ 介護認定審査会 市町村にて審査会にかけられます。
- ⑥ 要介護認定通知 申請より原則30日以内に結果が通知されます。
- ⑦ 事前訪問 介護支援専門員が自宅に訪問し、ご利用者様の状態や介護

サービスの要望をお聞きします。

居宅介護支援事業所の重要事項説明後、契約を行います。

⑧介護サービスケアプランの作成

介護支援専門員がサービス計画表を提案作成し、ご利用者様、ご家族様、担当サービス事業所の間で、プランの検討・調整を行います。

⑨サービスの契約

ケアプランをもとに、実際のサービス事業所とご利用者様・ご家族様との契約締結。

⑩サービスの開始

適宜、利用状況の確認を行います。

⑪サービスの見直し

ご利用者様の日常生活動作やサービスの満足度、目標の達成度やご利用者様、ご家族の意向などサービス提供の見直し等行います。

4. 居宅介護支援の提供方法

- ・利用者の要望に応じ、公正、中立に事業者の選択の支援、その他の業務を行います。
- ・利用者及びその家族は、介護支援専門員が「居宅サービス計画（ケアプラン）」に位置づける居宅サービス事業所について利用可能な事業所の紹介を行います。
- ・利用者は当該事業所を居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けた理由を求める事が出来ます
- ・前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合と、同一事業所によって提供された者の割合を別紙にて説明します。

5. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため、居宅介護支援への自己負担はありません。

- *保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない限り、1ヶ月につき、要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日、市町村の担当窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(居宅介護支援利用料) 1単位単価「10,700円」

① 居宅介護支援Ⅰ

要介護1・2 10,860 単位 要介護3・4・5 14,110 単位

② 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,000 単位

入院時情報連携加算(Ⅰ) 1ヶ月につき 2,500 単位

入院時情報連携加算(Ⅱ) 1ヶ月につき 2,000 単位

退院・退所加算（Ⅰ）イ 入院または入所期間中1回を限度に 450 単位
退院・退所加算（Ⅰ）ロ 入院または入所期間中1回を限度に 600 単位
退院・退所加算（Ⅱ）イ 入院または入所期間中1回を限度に 600 単位
退院・退所加算（Ⅱ）ロ 入院または入所期間中1回を限度に 750 単位
退院・退所加算（Ⅲ） 入院または入所期間中1回を限度に 900 単位
通院時情報連携加算 1月につき 50 単位
ターミナルケアマネジメント加算 400 単位

③ 特定事業所集中減算 1月につき200 単位を減算

前6ヶ月に作成した居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合が80%以上の場合減算。

（2）交通費

前記1の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。自動車を使用した場合の交通費は次の通りとします。

（1）実施地域を越えた地点からの距離1km当たり20円を加算。

（2）前項の場合は、あらかじめ、利用者及びその家族に対し当該サービス内容及び費用について文書を交付説明し了承を得てからサービスの提供を行うものとする

（3）解約料

ご利用者様は、いつでも解約する事ができ、一切料金はかかりません。

（4）その他 支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、請求をいたします。

お支払い頂きますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、現金払いとなります。

6. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。介護支援専門員がお伺いします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

（2）サービスの終了

①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合が

ございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の
居宅介護支援事業者をご紹介致します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた、ご利用者様の要介護認定区分が、要支援及び非該当（自立）と認定された場合
- ・居宅介護支援事業所変更の場合
- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合

④その他

ご利用者様やご家族などが事業所や事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合には、文書で通知することにより即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

7. 事業所の居宅介護支援の特徴等

（1）運営の方針

- ・事業所の介護支援専門員は、ご利用者様が要介護状態になった場合においてもその利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援を行うものとする。
- ・事業所の介護支援専門員は、ご利用者様の心身の状況、そのおかれている環境に応じて、ご利用者様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合かつ効率的に提供されるよう配慮して介護支援を行う。
- ・事業の提供に当たっては、ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立って、ご利用者様に提供される指定居宅サービスが、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することがないように努めます。
- ・事業所の介護支援専門員は、被保険者が要介護認定等に係る申請を行う場合、ご利用者様の意思を尊重して必要な協力及び支援を行います。
- ・事業所は、運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定介護予防事業所、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ・事業所の介護支援専門員は、ご利用者様が病院または診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者様に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めます。

（2）居宅介護支援の実施概要等

- ・利用者の状態把握を行うに当たり使用するアセスメント様式は、「全国社会福祉協議会」にて行います。

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい
調査（課題把握）の方法	有	居宅サービス計画ガイドライン
介護支援専門員への研修の実施	有	年1回以上実施しています
契約後、居宅サービス契約の作成 段階途中でお客様のご都合により 解約した場合の解約料		前記5（3）参照
その他		

8. サービス内容に関する苦情

①ご利用者様相談・苦情担当

居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

受付窓口（担当者）

指定居宅介護支援事業所 スイトピー

管理者 栗山 宏美 電話0297-86-6119

②事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

稲敷市	稲敷市役所	高齢福祉課	電話029-892-2000(代)
河内町	河内町役場	福祉課介護保険係	電話0297-84-2111(代)
美浦村	美浦村役場	福祉介護課	電話029-885-0340(代)
龍ヶ崎市	龍ヶ崎市役所	介護福祉課	電話0297-64-1111(代)

③その他

茨城県国民健康団体連合会介護保険課 介護保険苦情相談室

〒301-8555 茨城県水戸市笠原978-26

電話 029-301-1565 FAX 029-301-1579

④第三者による評価の実施状況

1 あり 実施日 : 年 月 日

評価期間名称 :

結果の開示 : 1 あり 2 なし

2 なし

9. 虐待の防止の為の措置に関する事項

当事業所は高齢者虐待防止策として以下の事を定めています

- ・虐待防止の為の対策を検討する担当者を置き、委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ・虐待防止のための指針を整備すること

- ・従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的を実施すること

10

・ 非常災害時

(1) 非常時の対応

別途定める「スイトピー 消防計画」にのっとり、対応を行います。

(2) 避難訓練及び防災設備

別途定める「スイトピー 消防計画」にのっとり、通報・消火・避難誘導を連携して行う「総合訓練」を年1回以上実施します。

(主な防災設備)

施設・設備	設備状況
避難口（非常口）	有（3カ所）
屋内消火栓設備	有
自動火災報知設備	有
非常通報装置	有
非常警報設備	有
誘導灯及び、誘導標識	有
カーテン、寝具等の防災性能	有

(3) 消防計画等

新河消防署への届出日：2019年7月26日

防火管理者：事務長

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

〈所在地〉 稲敷市柴崎 7 4 6 2 番地 1
〈名 称〉 株式会社 スイトピー
〈代表者〉 代表取締役 平山 松枝 印

説明者

〈所在地〉 稲敷市柴崎 7 4 6 2 番地 1
〈名 称〉 指定居宅介護支援事業所 スイトピー
〈説明者〉 介護支援専門員 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

重要事項説明日 令和 年 月 日

〈利用者〉 住所
氏名 印

〈代表者〉 住所
氏名 印

① 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合（小数点以下は四捨五入）

訪問介護	%
------	---

通所介護 %

地域密着型通所介護 %

福祉用具貸与 %

訪問介護	%	%	%
通所介護	%	%	%
地域密着型通所介護	%	%	%
福祉用具貸与	%	%	%